

通信回線による電子計算機の結合の制限（条例第 10 条第 3 項～第 5 項）について

1 条例改正の内容

個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合（以下「オンライン結合」という。）（※）を行うに当たって、以下の場合、審議会への諮問を不要とし、審議会には事後に報告するものとする。

- ① 法令等（法令又は他の条例）に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき
- ② 国等との間においてオンライン結合を開始しようとするとき

【理由】

(1) 規定の趣旨

条例第 10 条第 3 項は、オンライン結合を行うときは、事前に審議会に諮問するものとしている。この規定の趣旨は、通信回線を経由して結合の相手方等が市の保有する個人情報を不当に利用、改ざんするなどにより個人の権利・利益が侵害されるおそれがあるため（H7.6 千葉市個人情報保護制度懇談会答申）、審議会の意見を聴いた上で慎重な判断を行うことにある。

(2) 改正の必要性

ア しかし、法令等に基づいて結合する場合は、オンライン結合の必要性や安全性について検討がなされた上で立法化されているものであり、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいといえる。

イ また、他の実施機関と結合する場合は、そもそも市内部の機関との結合であるし、狭義の国等と結合する場合は、行政機関個人情報保護法等を踏まえた厳しい個人情報の取扱いが定められており、通信回線を経由した不当な利用、改ざんがなされるおそれはないことから、これらの場合についても、オンライン結合の可否について審議会に事前に意見を聴くことの意義は乏しいといえる。

ウ さらに、条例制定当時と異なり、現在では IT の活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められている（このことを理由に、総務省は平成 29 年 5 月 19 日付け通知により地方公共団体に対してオンライン結合の制限規定の見直しを求めている。）。

エ なお、他の政令指定都市及び近隣の都道府県（東京都、千葉県及び神奈川県）の条例の規定によると、全てのオンライン結合について事前に審議会の意見を聴くものとしている都市は、23 都市中 4 都市のみである。

(3) 結論

ア よって、法令等に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき及び国等との間においてオンライン結合を開始しようとするときは、審議会への事前の諮問は不要とする。

イ 一方で、これらの場合についても、オンライン結合の状況について審議会が把握し、必要に応じて運用について意見をいうことの必要性も認められることから、審議会に対しては事後に報告するものとする。

2 新旧対照表

改正前	改正後
第 10 条（略） 2（略） 3 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を 実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を行う ときは、あらかじめ審議会 の意見を聴くものとする。 （新設） （新設）	第 10 条（略） 2（略） 3 実施機関は、他の実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下この項及び次項において「オンライン結合」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）法令等に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき。 （2）国等との間においてオンライン結合を開始しようとするとき。 4 実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、オンライン結合を開始したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。 5 第 7 条第 5 項の規定は、第 2 項及び前項の規定による報告があった場合について準用する。

【参考】

第 7 条第 5 項 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

3 オンライン結合の具体例

(1) 法令等に基づく国とのオンライン結合の事例

「マイナンバー法」に基づき、マイナンバーと関連付けられた個人情報を関係機関との間でやり取りするため、総務省の「情報提供ネットワークシステム（マイナンバー法に基づき総務省が設置・管理しているネットワークシステム）」と本市の電子計算機を結合

(2) 他の地方公共団体とのオンライン結合の事例

介護報酬の不正請求防止などを図るため、千葉市で管理している介護サービス事業者等に関する個人情報を通信回線によって千葉県と共有している電子計算機サーバに結合

※ 個人情報を提供するための通信回線による電子計算機の結合

複数の電子計算機を通信回線で相互に接続することをいうが、結合の相手方が実施機関の保有する個人情報をいつでも必要なときに入手できる状態にする場合に限る。

したがって、実施機関が特定の時期に相手方にデータを電送するいわゆるデータ転送は、条例でいう通信回線による電子計算機の結合には該当しない。